

仕事と家庭の両立支援(ファミリー・フレンドリー)制度の充実

最長25ヶ月まで取得

【平成19年度 各両立支援制度の利用者数】

できる「育児休業」をはじめ、こどもが小学校入学後最初の4月末日まで利用できる「育児のための短時間勤務」、こどもが小学校に入学するまで利用できる「チャイルドサポート休暇」、育児サービスの費用を補助する「育児サービス経費補助」、孫が誕生したときに利用できる「孫誕生休暇制度」など、充実した子育て支援制度があります。また、一般職が家族の転勤等により居住地の変更を希望した場合、通勤可能な所属への異動を認める「ふぁみりい転勤制度」で継続勤務を支援しています。

育児休業取得者	615名
育児のための短時間勤務制度利用者	62名
育児サービス経費補助受給者	3,284名
ふぁみりい転勤制度利用者	41名

the Voice ふぁみりい転勤制度
大阪法人営業第一部 茂木 純子

平成19年4月に、ふぁみりい転勤制度で異動しました。希望勤務地で、異動前と同じ業務を担当しています。新しい職場では求められる役割も大きく、自分を奮い立たせることで成長できました。



仕事と家庭の両立支援に向けた風土づくり

両立支援に関わる諸制度を理解できるよう、ライフイベント別にまとめた「両立支援ハンドブック」を配布しています。また、「両立支援相談窓口」を設置し、諸制度利用にあたっての悩みや不安の相談を受付けています。



年次有給休暇等の取得促進

ワーク・ライフ・バランスの実現のため、心身両面の健全性確保あるいは生産性向上のためのメリハリある勤務を実現できるよう、計画公休制度をはじめとした、休暇取得促進策を平成20年度より導入しました。

計画公休制度の新設

年間3日間を「計画公休」として定め、確実に取得することを義務づけています。

ワーク・ライフ・バランス休暇制度の新設

子の看護や学校行事、さらに介護、不妊治療、自己啓発、ボランティア等の理由により、「ワーク・ライフ・バランス休暇」を取得できます。

リフレッシュ休暇の拡大

勤続の節目での長期休暇制度である「リフレッシュ休暇」の対象範囲を大幅に拡大しています。

心と体の健康

職員が十分に能力を発揮できるよう、心と体の両面へのサポートを行っています。定期健康診断のほか、各種検査や予防接種等の補助も実施しています。

メンタルヘルス対策

ライン管理者研修・階層別研修等においてメンタルヘルス対策に関する研修を実施

予防の観点から“気づき”を促すためのセルフチェックを実施

さまざまな相談窓口の設置

- 社内産業保健スタッフによる電話・面接相談(フリーダイヤル)
- 社内診療所での精神科医による精神衛生相談
- 社外専門機関による電話・対面カウンセリング(フリーダイヤル)

平成19年11月、情報誌「こころもカラダも健康宣言」を作成し、職員に配布

